

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)から(3)に掲げる書類等を添付し、平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

(2) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意（参考様式 2））

※申請者の登録印により証明を行うこと。

(3) 生産・販売実績、保守及び修理体制に関する報告書（様式任意（参考様式 3））

※申請者の登録印により証明を行うこと。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（仮設庁舎 2 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和元年 5 月 10 日（金）午後 1 時 30 分 福島県出納局入札用度課（仮設庁舎 2 階・入札室）

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和元年5月10日(金) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階・入札室)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し

イ 委任状(第7号様式) ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)~(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(7) 開札時に持参する物

ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)(必要に応じて提示を求められます。)

イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し

ウ 再度の入札に使用する印鑑

エ 委任状(第7号様式)(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

オ 予備の入札書用紙(第6号様式)

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については警察本部刑事総務課（電話 024-522-2151、ファクシミリ 024-524-0731）に平成31年4月15日（月）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする必要がある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注

者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
(7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
(13) から (18) まで (略)

2

(略)

購入契約書(案)

品目及び数量 録音・録画装置(増設機器) 7式

契約金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(注) 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に8/108を乗じて得た額である。

納入期限 令和元年9月13日

(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島北警察署ほか計7か所 及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「 福島県 」を甲とし、受注者「 _____ 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責め

に任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第13条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 乙前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
氏 名

録音・録画装置（設置型）増設仕様書

**平成31年4月
福島県警察本部**

1 調達目的

本調達は、福島県警察において使用する録音・録画装置（設置型）を増設するために、一部装置の追加調達をするものである。

2 調達の概要

録音・録画装置（設置型）は、平成27年に警察庁が調達した資機材であり、警察署の取調室内において、カメラ及びマイクにより撮影・集音した映像・音声を記録装置部へリアルタイムに送信する「撮影装置部」と、当該警察署の刑事課執務室において、撮影装置部から送信された映像にタイムコードを付した上で、音声とともにハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）へ録音・録画する「記録装置部」等から構成される。

本調達は、録音・録画装置（設置型）の既設警察署における増設に対応するため「撮影装置部」の追加調達を行うものであり、受注者は、録音・録画装置（設置型）の撮影装置部を福島県警察本部（以下「警察本部」という。）が以下に定める数量を警察本部が指定する警察署にそれぞれ納入し、同署において設置（映像・音声の撮影・集音及び記録に関する必要な調整、既設の記録装置部との接続・調整を含む。以下同じ。）を行う。

3 調達する物品

- (1) 調達する物品は、録音・録画装置（設置型）の撮影装置部とし、納入時において新品であることを要する。
- (2) 物品に関する1式の構成及び詳細な仕様は、別添1（仕様詳細）のとおりとする。
- (3) 納入・設置を行う警察署における撮影装置部から記録装置部までの配線距離等、設置工事の目安となる事項については、別添2（設置一覧表）による。
- (4) 装置の設置は、受注者がその負担により行うこと。

4 調達製品名

録音・録画装置（設置型）撮影装置部（ソニックガード株式会社製）

〔内訳〕 ドーム型カラーカメラ 1台 型番 RH-WRS15-C01

シーリングマイク 1個 型番 RH-WRS15-C02

録画開始/停止スイッチ 1個 型番 RH-WRS15-C03

5 設置場所及び数量

設置場所	住所	電話番号	数量
福島北警察署	福島市飯坂町平野字江号2-8	024-554-0110	撮影装置部 1式
郡山北警察署	郡山市富田東三丁目109	024-991-0110	撮影装置部 1式
須賀川警察署	須賀川市八幡町19-7	0248-75-2121	撮影装置部 1式
白河警察署	白河市昭和町226-2	0248-23-0110	撮影装置部 1式
いわき東警察署	いわき市小名浜岡小名字御代坂19	0246-54-1111	撮影装置部 1式
いわき南警察署	いわき市植田町南町一丁目6-6	0246-63-2141	撮影装置部 1式
南相馬警察署	南相馬市原町区高見町一丁目262	0244-22-2191	撮影装置部 1式

6 納入・設置の期限

令和元年9月13日（金）

7 検査及び納入方法

- (1) 前記期限までに警察本部が指定する警察署への設置を行い、当該設置場所において、警察本部が指定する職員により、設置状況及び機能の確認を受けることをもって納入の完了とする。
納入に当たっては、警察本部が指定する職員に対して納品書、受領書を提出し、受領書に署名押印を受けること。
- (2) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る）は、当該警察署及び警察本部に各1部提供するものとし、当該機器の設置時に取扱い説明を行うこと。
- (3) 納入・設置時に設置場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等が発生させた場合には、受注者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (4) 調達物品の納入、設置で生じた梱包資材については、すべて受注者の責任において処分すること。
- (5) 納入・設置に当たっては、警察本部担当職員又は警察本部が指定する職員との間で、設置場所ごとの納入・設置の計画について綿密な調整を行うこと。
- (6) 納入・設置の完了後速やかに、出荷報告書（任意様式）及び(1)の受領書（写）を警察本部刑事総務課に提出すること。

8 受注者の条件

受注者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像・音声の撮影・集音を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等（設置工事を含む）、撮影・集音された映像・音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、過去2年間に生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 本装置に係る、アフターサービス、修理、部品提供等のため、保守及び修理体制を有すること。
- (3) 使用者からの依頼後速やかに対応可能な保守拠点を有し、本装置の詳細について理解した保守要員を配置（専任であることを要しない）すること。
- (4) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。

9 提出資料及び提出期限

受注者は、契約締結後、速やかに下記書類を警察本部刑事総務課担当者宛に提出し、納入開始日までに承認を得ること。

提出書類は、原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。

なお、提出書類は文書1部とし、専門用語については必ず説明を付すこと。

- (1) 納入・設置スケジュール表

- (2) 保守及びサービスの体制（8(2)の体制を具体的に記載したもの）
- (3) 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料）

10 保証

- (1) 本調達における可動保証については、受注者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後1年間、使用者側の故意又は過失による場合を除いて、装置に故障等が発生した場合は、受注者の責任において、一貫したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。また、技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。

保証対象に係る修理については、保守要員による出張修理を原則とすること。

11 その他

- (1) 本件仕様に関する質問を受け付ける担当課は、警察本部刑事総務課とする。なお、その他疑義が生じた場合には、警察本部担当者の指示に従うこと。
- (2) 契約締結後、受注者は、警察本部から本件調達に係る撮影装置部と記録装置部（既設、本件調達外）との接続・連携に係る作業手順書の貸与を受けることができる。

別添1

仕 様 詳 細

1 録音・録画装置（設置型）撮影装置部1式の構成

本装置の構成は以下のとおりである。

撮影装置部 (1式)	ドーム型カラーカメラ（1台）
	シーリングマイク（1個）
	録画開始/停止スイッチ（1個）
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

調達製品名

【ソニックガード株式会社製】

〔内訳〕	ドーム型カラーカメラ	1台	型番	RH-WRS15-C01
	シーリングマイク	1個	型番	RH-WRS15-C02
	録画開始/停止スイッチ	1個	型番	RH-WRS15-C03

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- (1) 撮影装置部は、ドーム型カラーカメラ、シーリングマイク、録画開始/停止スイッチから構成され、警察本部が指定する警察署に設置する（別添2参照）。
- (2) 撮影装置部は、カメラ及びマイクで取調室内の映像・音声を撮影・集音し、LANケーブルを通じて、当該映像・音声をリアルタイムかつダイレクトに記録装置部へ送信する機能を有する。
- (3) カメラ及びマイクの行う撮影・集音は、取調室外の入口付近に設置された録画開始/停止スイッチにより、ON/OFFを切り替えられる機能を有する。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) ドーム型カラーカメラ

ア 撮影装置部1式につき1台を設置する。

イ 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

(ア) カメラ部

有効画素数：38万画素程度以上

レンズ焦点距離：3.0mm～6.0mmを包含する焦点距離を有すること

画角：カメラから被写体までの距離を2.1メートルとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2.0メートル程度以上確保できること。

逆光補正：ワイドダイナミック方式

ド ー ム 部 : スモーク仕様 (直径110mm以下 (本体部を除く))

(イ) ネットワーク部

映像圧縮方式 : H.264 (720×480)

映像圧縮ビットレート 2 Mbps

フレームレート : 30fps

音声圧縮方式 : AAC (16kHz、48kHz)

プロトコル : IPv4、TCP、UDP、HTTP、RTSP

(ウ) インターフェース部

L A N 端 子 : 100BASE-TX (RJ-45) × 1

端 子 : 音声入力端子、センサー入力端子 × 2

アラーム出力端子 × 2

(エ) その他

給電方法 : PoE方式

設置金具 : 天井埋込み型

その他 : RBSS認定その他の公的な認定を受けていること

(オ) 参考事項

既存装置においては、SONY社製SNC-VM600Bを使用

ケーブルを通じて、記録装置部のPoEハブ (既設、本件調達外) から給電
するよう設置すること。

エ 記録装置部に送信する映像・音声は、画像圧縮方式H.264 (720×480)、
フレームレート30fps、音声圧縮方式AAC (16kHz、48kHz) とすること。

オ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影
できるように設置場所を調整すること。

カ 記録装置部からのコマンド受信にて、カメラのズーム・フォーカス・
輝度設定が可能であること。

キ 記録装置部からのコマンド受信にて、スイッチボックス内の録画可視状
態が変化すること (LEDの点灯/消灯等)。

ク スイッチボックスのボタンが押された場合、記録装置部に対してHTTP通
信による通信を行うこと。

ケ 平成27年警察庁調達の録音・録画装置 (設置型) の記録装置部と連携し、
問題なく作動することを保証すること。

(2) シーリングマイク

ア 撮影装置部1式につき1個を設置する。

イ 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

型 式 : エレクトレットコンデンサー型

指 向 特 性 : 単一指向性

周波数特性 : 300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること

感 度 : $-35\text{dB} \pm 3.5$ ($0\text{dB} = 1\text{V}/\text{Pa}$, 1kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする)

出力端子 : $\varnothing 3.5$ 、3極ミニプラグ

給電方法 : プラグインパワー方式

カバーパネル : 白色又は灰色、直径180mm以下

その他 : 空調設備などの低域雑音抑制のためのローカットフィルター機能

側面・背面からの雑音の抑制に資するためのバウンダリー構造

天井内雑音の軽減に資するための本体の天井内部分に開口部を設けない構造

振動雑音の軽減に資するため、マイクユニットホルダーにゴム材を使用

参考事項 : 既存装置においては、SONY社製SCA-M30を使用

ウ ドーム型カラーカメラを経由し、ケーブルを通じて、集音した音声をリアルタイムかつダイレクトに記録装置部へ送信する機能を有すること。

エ ケーブルを通じて、記録装置部(ドーム型カラーカメラを経由)から給電するように設置すること。

オ 天井面から露出するのはカバーパネルのみとし、マイクユニットは、天井内に設置すること。

カ マイクの指向又はマイクの設置位置を調整し、施設管理者が指定する位置に向けて指向させること。

キ 平成27年警察庁調達の録音・録画装置(設置型)の記録装置部と連携し、問題なく作動することを保証すること。

(3) 録画開始/停止スイッチ

ア 撮影装置部1式につき1個を設置する。

イ 取調室外の入口付近の施設管理者が指定する場所に設置し、取調室のカメラ及びマイクの録音・録画のON/OFF(記録装置部における録音・録画の開始・停止又は記録装置部への映像・音声の送信の開始・停止)の操作が可能であること。

ウ スイッチは、ON/OFF状態の表示がLEDの点灯・消灯等により、操作者から判別可能なものとする。

エ スイッチにはカバーを設け、誤操作を防止するとともに、カバー使用時にはスイッチのON/OFF状態が外部から視認できないものとする。

オ ドーム型カラーカメラの外部端子を利用し、ドーム型カラーカメラ経由(LAN)にて、記録装置部との通信が可能とすること。

カ スイッチボックスのボタンが押された場合、記録装置部に対してHTTP通信による通知を行えること。

キ 記録装置部からの信号を受信し、状態監視・変更ができること。

ク 平成27年警察庁調達の録音・録画装置（設置型）の記録装置部と連携し、問題なく作動することを保証すること。

ケ 記録装置部との通信は、以下のとおりとすること。（詳細については別紙1参照）

(ア) スイッチ押下（録画開始）

- ・カメラが接点入力を検出
- ・カメラから記録装置部にHTTPイベント（*1）を送信
- ・記録装置部がHTTPイベントを検出して録画開始
- ・記録装置部からカメラにHTTPイベントに対するHTTP応答（*2）を送信
- ・カメラがHTTP応答を検出してスイッチボックスにアラーム出力
- ・スイッチボックスがアラーム出力を検出してLED点灯

(イ) スイッチ押下（録画停止）

- ・カメラが接点入力を検出
- ・カメラから記録装置部にHTTPイベント（*1）を送信
- ・記録装置部がHTTPイベントを検出して録画停止
- ・記録装置部からカメラにHTTPイベントに対するHTTP応答（*3）を送信
- ・カメラがHTTP応答を検出してスイッチボックスにアラーム出力
- ・スイッチボックスがアラーム出力を検出してLED消灯

(ウ) タッチパネル式モニターの「録画ナビ」画面の「録画開始」ボタン押下（録画開始）

- ・記録装置部にて録画開始
- ・記録装置部からカメラにHTTPイベント（*2）を送信
- ・カメラがHTTP応答を検出してスイッチボックスにアラーム出力
- ・スイッチボックスがアラーム出力を検出してLED点灯

(エ) タッチパネル式モニターの「録画ナビ」画面の「録画停止」ボタン押下（録画停止）

- ・記録装置部にて録画停止
- ・記録装置部からカメラにHTTPイベント（*3）を送信
- ・カメラがHTTP応答を検出してスイッチボックスにアラーム出力
- ・スイッチボックスがアラーム出力を検出してLED消灯

(*1) カメラ1の場合 :<http://192.168.1.50.4000>

カメラ2の場合 :<http://192.168.1.50.4001>

カメラ3の場合 :<http://192.168.1.51.4000>

カメラ4の場合 :<http://192.168.1.51.4001>

(*2) <http://カメラのIPアドレス/command/trigger.cgi?Alarmout1=on>

(*3) <http://カメラのIPアドレス/command/trigger.cgi?Alarmout1=off>

カメラ1のIPアドレス:192.168.1.100

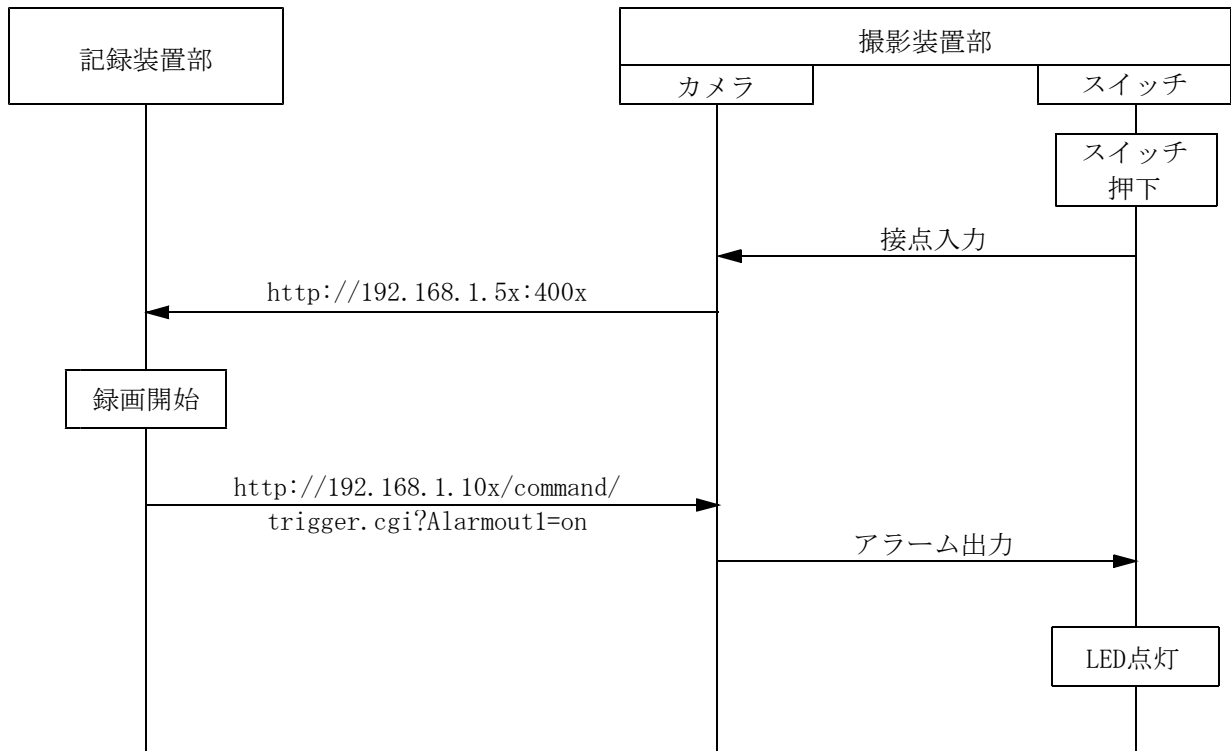
カメラ 2 のIPアドレス:192. 168. 1. 101

カメラ 3 のIPアドレス:192. 168. 1. 102

カメラ 4 のIPアドレス:192. 168. 1. 103

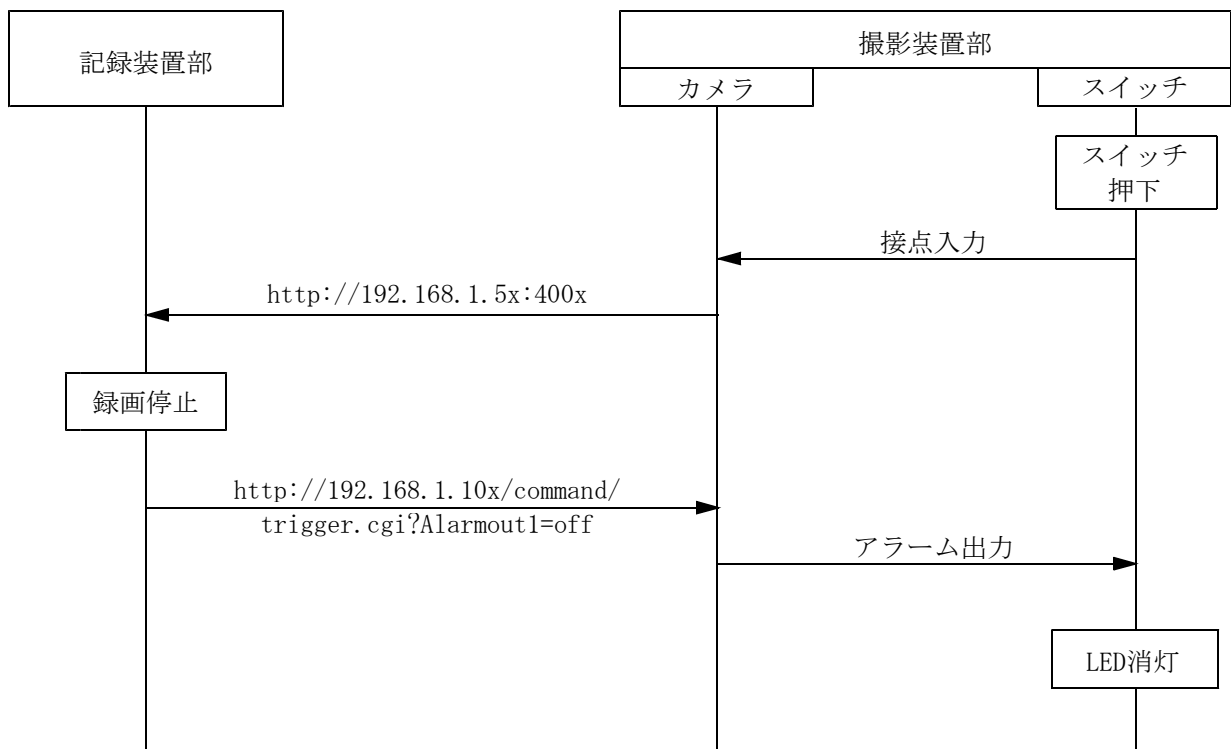
別紙 1

(ア) スイッチ押下 (録画開始)



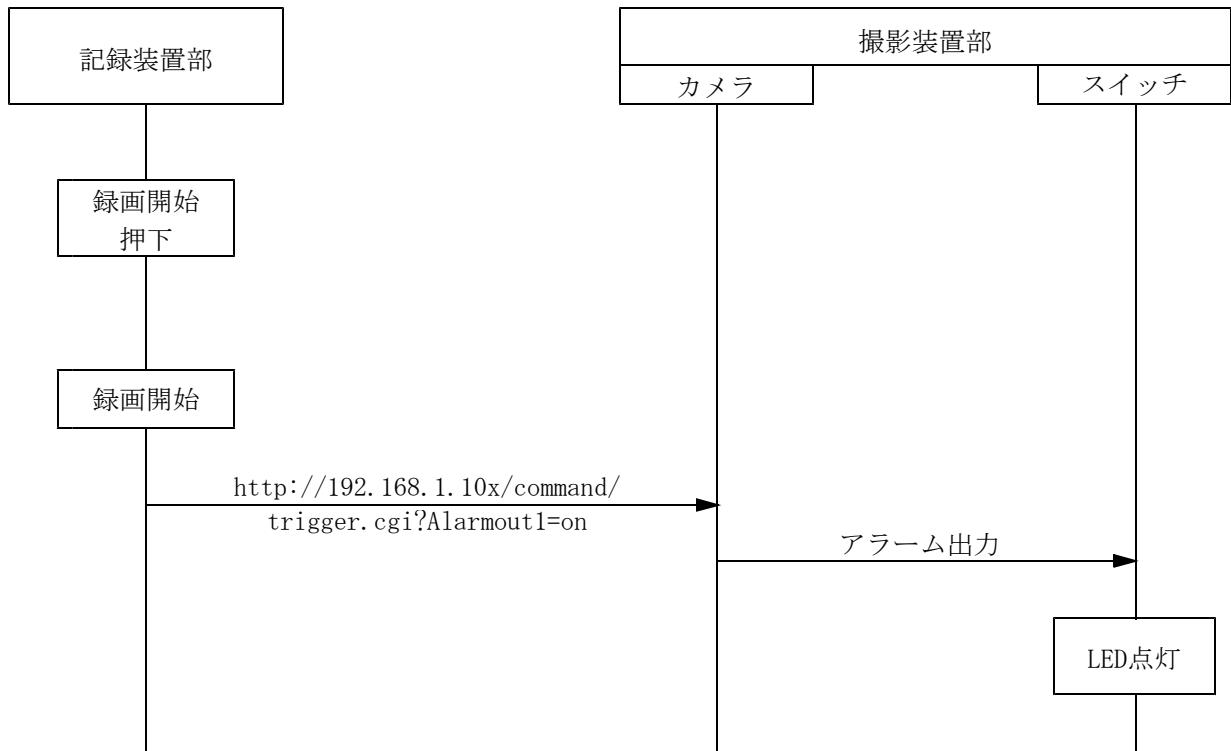
(*各IPアドレスは、別添 1 P3 2-2(3)ケ(*1)~(*3)参照

(イ) スイッチ押下 (録画停止)



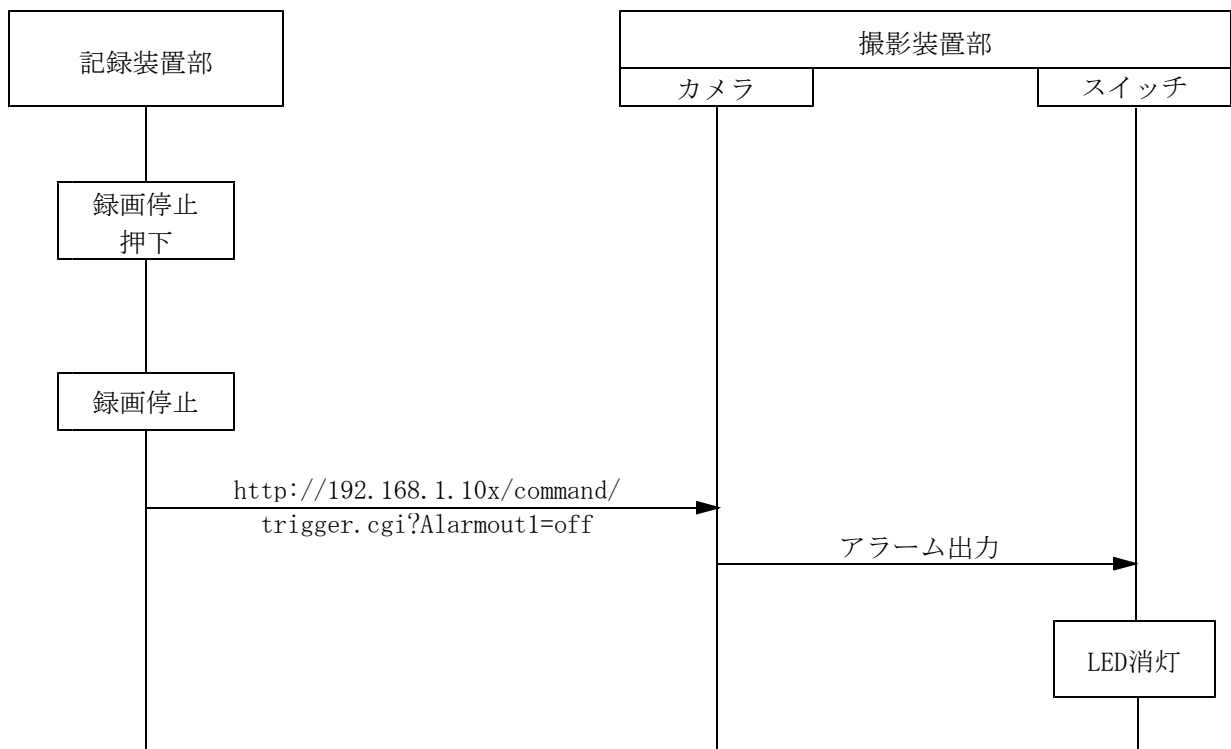
(*各IPアドレスは、別添 1 P3 2-2(3)ケ(*1)~(*3)参照

(ウ) 「録画ナビ」画面の「録画開始」ボタン押下（録画開始）



(*各IPアドレスは、別添1 P3 2-2(3)ケ(*1)~(*3)参照

(エ) 「録画ナビ」画面の「録画停止」ボタン押下（録画停止）



(*各IPアドレスは、別添1 P3 2-2(3)ケ(*1)~(*3)参照

別添2

録音・録画装置設置警察署等一覧表

No.	警察署名	住所	警察署の構造	階数	築年数	取 調 室					刑事課執務室(記録装置部)フロア	両装置間の概ねの配線距離	配線を引く際のコンクリート(防火扉は除く)の貫通の有無	貫通を要する場合のコンクリートの厚さと個数	備考
						(撮影装置部)フロア	部屋番号	間口	奥行き	高さ					
1	福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合2-8	鉄筋コンクリート	3階	22年	2階	第7取調室	211cm	280cm	262cm	2階	15m	有	約20cm×2	
2	郡山北警察署	郡山市富田東三丁目109	鉄筋コンクリート	3階	16年	2階	第7取調室	240cm	280cm	270cm	2階	20m	有	約20cm×2	
3	須賀川警察署	須賀川市八幡町19-7	鉄筋コンクリート	3階	38年	2階	第2取調室	166cm	350cm	270cm	2階	10m	有	約20cm×2	
4	白河警察署	白河市昭和町226-2	鉄筋コンクリート	3階	24年	2階	第3取調室	190cm	310cm	260cm	2階	21.5m	有	約20cm×2	
5	いわき東警察署	いわき市小名浜岡小名字御代坂19	鉄筋コンクリート	3階	33年	2階	第3取調室	200cm	320cm	270cm	2階	18m	有	約20cm×2	
6	いわき南警察署	いわき市植田町南町一丁目6-6	鉄筋コンクリート	3階	29年	2階	第3取調室	210cm	300cm	270cm	2階	11m	有	約20cm×2	
7	南相馬警察署	南相馬市原町区高見町一丁目262	鉄筋コンクリート	3階	32年	2階	第3取調室	180cm	320cm	300cm	2階	18m	有	約18cm×2	